

三原市立本郷中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、本校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、基本的な考え方や具体的な対応等について定めるものである。

第 13 条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第 2 条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 組織の設置について

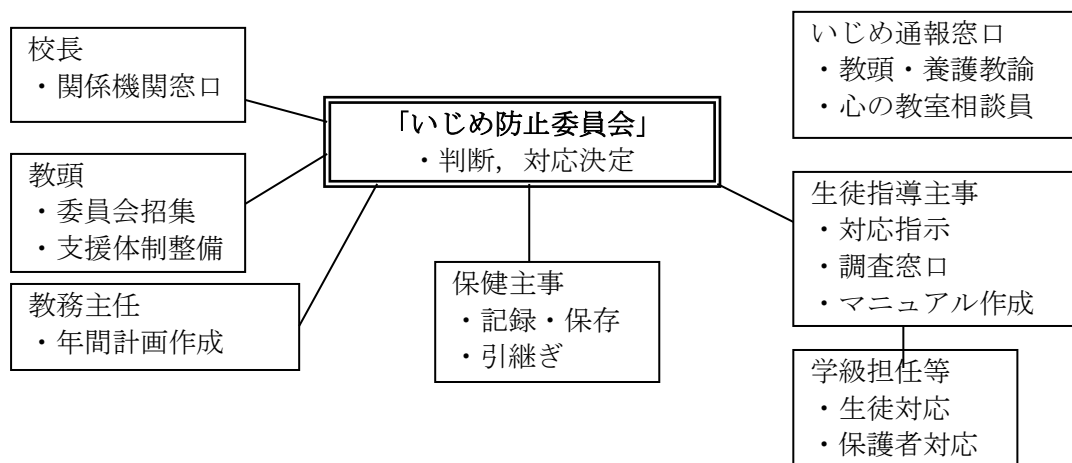
「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 22 条に基づき、「いじめ防止

委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止委員会構成員」

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，スクールカウンセラー，学校ふれあい相談員並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(2) 組織図



※いじめ防止委員会は毎学期行う。

※いじめ事案の発生時には，いじめ防止委員会を招集し対応を協議する。

(3) 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は，平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため，校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成，役割及び組織は，この基本方針に基づき適切に改訂する。

(4) いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は，次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ①いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ②いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ③いじめ防止等に係る関係機関連携
- ④いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- ⑤いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑥いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- ⑦いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- ⑧重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑨必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(5) 重大事態への対応

いじめの中には，生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については，「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し，事態に対処するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

①「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

②具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

(ア)情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）

(イ)重大事態対応プロジェクトチーム編成

(ウ)関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携

(エ)PTA 役員及び民生児童委員等との連携

(オ)関係児童生徒への指導

(カ)関係保護者への対応

(キ)全校児童生徒への指導

イ 説明責任の実行

(ア)いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

(イ)全校保護者への対応

(ウ)マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

(ア)教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘

(イ)問題の背景・課題の整理，教訓化

(ウ)取組の見直し，改善策の検討・策定

(エ)改善策の実施

(6) 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

①いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る取組を振り返り、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

②いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

4 生徒指導体制，教育相談体制について

(1) 生徒指導体制

・生徒指導主事を中心に、生徒指導上の問題に対応し、防止するために生徒指導委員会を定期的に開催する。

・全教職員が報告・連絡・相談を徹底し、学年や全校の取組みとする。また、保護者や地域との連携を深め、協力を得ていく。

・暴力行為等の問題行動が発生した時に、別室指導等の指導内容を確実に実行していく。

・「生活三訓(挨拶・時間・服装)」「授業」「部活動」「協同学習」を重点的に取り組む。

- ・三原警察署等の関係機関との連携をとり，問題行動の根絶に向けての取組みとして，年間2回の「犯罪防止教室」を実施する。
- ・校区内の2つの小学校との生徒指導に関する連携を計画的に行い，共通した取組みの設定や状況把握を行っていく。

(2) 教育相談体制

①教育相談活動目標

生徒一人ひとりの発達や心の状態を理解し，心理・社会・教育の視点でアセスメントした上で，生徒のニーズに応じた適切な対応をしていく。そして，生徒が楽しい学校生活を送れるように支援する。（促進的援助・予防的援助）

②教育相談方針

人間的なふれあいを基盤としながらスクールカウンセラー・教職員・家庭・関係機関と連携した体制の充実を図り，一人ひとりの自立に向けて適切な支援ができる教育相談活動の充実を図る。

③相談組織

